

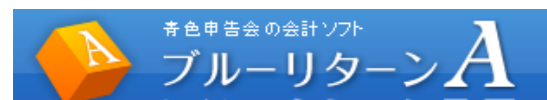
【女性部コーナー】女性健康セミナーを開催！

9月7日(水)に女性部研修会を久留米商工会館にて開催しました。初の開催となった今回は「乳がん・子宮頸がんと早期発見について」のテーマで久留米市保健所保健師の近見貴子氏にお話しいただきました。乳がんは30歳代から増加し、50歳代までの働き盛りの世代に多く、この年代女性のがん死亡原因のトップに挙げられます。研修では、がんについて詳しくお話しいただいた他、乳がんのレプリカも用意され、がんに触れた時の感触なども一人一人体感していただきました。女性部では、今後も会員の皆様のお役に立てるような研修を企画していく予定です。



【青年部コーナー】交流フットサル試合を開催！

11月26日(土)、県連青年部事業として「交流フットサル試合」に中村青年部長はじめ7名で参加してまいりました。当日は冷え込みを感じる曇り空の中、アウェーにて小倉青色申告会青年部との対戦となりました。長谷会長の選手兼任監督の活躍もあり善戦しましたが、結果は小倉会のパスワークに翻弄され惜敗しました。終了後はお互いの健闘をたたえあい、すばらしい交流試合となりました。青年部では親会事業への協力や異業種交流など、楽しく活動してまいります！



●導入時価格 27,000円(別途消費税)
 内訳:本体価格 18,000円、3年分保守料 9,000円
 ※毎年、税制改正に対応したソフトを提供します。
 ※4年目以降の更新料は3年分保守料9,000円(別途消費税)のみ必要
 ●対応OS Windows10 / Windows8.1 / Windows7 / Windows Vista(SP2)
 ※平成29年4月11日をもってWindows Vistaは動作環境外となります

ホームページから無料体験版をダウンロードできます！

ブルーリターンA 検索

ブルーリターンAについてのお尋ねは、久留米青色申告会事務局まで

久留米青色申告会会員紹介

「こんなお仕事やっています！」

事業所名: 小桃デザイン 事業主名: 重岡裕子
 所在地: 久留米市津福本町1669-26
 TEL : 090-4487-4709
 E-mail: info@komomo.biz WEB: http://komomo.biz/



自社のホームページを新たに持ってみたい方や、ホームページを持っているが更新されずにそのままになっている方など、WEBサイトに詳しくない方でもぜひ一度お気軽にお問い合わせください！

【取材を終えて】小桃デザインさんには当会のホームページも制作していただきました。ぜひ一度「久留米青色申告会」で検索されてみてください！(山)

現在、WEBサイトの制作を営み、お客様のご要望やご予算を伺いながら、ディレクション(ページ構成の組み立てや原稿と素材の確認)やデザイン、コーディング(デザインされたものをWEBページとして仕上げる工程)まで、自社で一貫して行っております。ブログのように簡単に更新が可能なWEBサイトの管理システム(CMS)の提供もしており、お客様のホームページを立ち上げるお手伝いをさせて頂いております。



ホームページ制作実績は、企業やショッピングサイトなどさまざま

編集後記

皆さま、新年明けましておめでとうございます。三が日は、双六や歌留多に興じられましたか？今時、そんな古典的な情緒を愉むご家庭はあまり、いらっしゃらないでしょうね。トランプでしたら、老若男女が気軽に遊べそうです。かの国のそのトランプ氏が、どんなアメリカ像を描いているのか、未知数と申せましょう。その影響力の余波が、キングと出るかジョーカーと出るのか、我が国は及ばず世界中が、固唾を呑んで見守っています。願わくば、今年の干支の酉に因み、皆さまのご商売が天高く飛翔されますよう、心よりお祈り申し上げます。(千)

くるめ青色申告会だより

《第13号》

■発行 久留米青色申告会 ■発行人 長谷広信 ■発行日 平成29年1月

〒830-0022 久留米市城南町15-5
 TEL 0942-33-0213
 FAX 0942-33-0933
 ★ホームページ開設しました！★
 「久留米青色申告会」で検索下さい

「平成29年 新年のごあいさつ」

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。酉がつく年は商売繁盛に繋がるといわれていますので、是非今年は飛躍の年にしたいですね。

昨年11月には先進地青申会視察として、金沢青色申告会を訪問しました。金沢会は会員数1,900名の独立会ですが、会員数は毎年減少しているとのことでした。協議では委員会制度や租税教室の実施計画など参考になることが多く、有意義な視察になりました。

また、女性部では9月に初めて「女性健康セミナー」を久留米商工会館で開催されました。一方青年部は「交流フットサル試合」を小倉で開催され、両部とも活発な活動により会を盛り上げていただいています。

久留米青色申告会 会長 長谷広信

さて、いよいよ平成28年分の確定申告から、所得税及び消費税の申告書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になり、平成28年分の申告書には個人番号の記載欄が新たに設けられます。

申告書を紙で提出される方は、マイナンバーカードの写し又は番号確認書類+身元確認書類の写しの添付が必要になります。なお、e-Taxで電子送信すればマイナンバーの添付書類は不要です。この機会に電子申告に挑戦してみませんか。

当会は、本年も皆様の事業に役立つ活動を行うとともに青色申告の普及に向けた活動を行ってまいりますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成28年分 確定申告の時期はもう間近です。事前準備はお早めに。

確定申告特集(準備編)

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(水)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税
3月31日(金)までに申告・納税

確定申告にあたっての重要なお知らせ

平成28年分の所得税および消費税等の申告書に個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられます。マイナンバーが記載された申告者等を書面により提出するときは、申告等をおこなう方の本人確認(番号確認および身元確認)書類の写しの添付が求められます。(※原本を添付しないようご注意ください)

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

(本人確認書類)

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
 申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。
 国税庁ホームページよりクリック！

活動レポート 「やさしいシリーズ研修会」を開催

10月26日(水)、やさしいシリーズ研修会『会計ソフトブルーリターンA編』を事務局担当者が講師となり開催しました(参加者14名)。本研修会は、青色申告会が長年の指導実績をもとに開発した個人事業所向けの会計ソフト「ブルーリターンA」を体験してもらうために開催しました。参加者からは「初心者向けで大変わかりやすいソフトだったので、ぜひ青色申告特別控除65万円の適用を目指したい」といった声がありました。

11月8日(火)、15日(火)の2日間、やさしいシリーズ研修会『減価償却の仕方編』(参加者12名)と『決算の仕方編』(参加者15名)をそれぞれ開催しました。2日間とも当会の役員である中野厳章税理士が講師を務め、減価償却の仕組みや計算方法、決算書作成までの流れや経費計上の際の注意点などを初心者向けにわかりやすく説明して頂きました。参加者からは、「これまで疑問に感じていたことが理解できたので良かった」という声を頂きました。

12月8日(木)、やさしいシリーズ研修会『改正相続税とその対応について』を開催しました(参加者13名)。当会会長の長谷広信税理士が講師を務め、平成27年1月の相続税法改正により大きく変わった遺産に係る基礎控除額の引き下げと相続税率の引き上げについて初心者向けにわかりやすく説明して頂きました。また、消費税の転嫁対策や軽減税率対策について制度の内容や事業者が行うべき対応についても解説を行いました。参加者からは、「今後の軽減税率制度導入までにやるべきことが理解できた」という声を頂きました。

会員交流事業「日帰り旅行」を開催

11月5日、一般部会主催による会員交流事業「日帰り旅行」を開催しました。今回は「ちくご地区の魅力再発見！」というテーマで、内田部会長をはじめ20名で大刀洗町、筑前町、うきは市を訪問しました。

赤レンガ造りの壮大な景観を誇る今村カトリック教会では、観光ボランティアガイドさんの誘導で教会内を見学し、ステンドグラスや聖絵等の説明を詳しく頂きました。その後、大刀洗平和記念館や筑後吉井の街並み散歩などを行いました。今後も会員同士の異業種交流と親睦を図る事業を企画しますので奮ってご参加ください。



全青色主催「税制改正要望集会」に参加！ ～先進地青申会視察も実施～



11月29日、全青色主催による「税制改正要望集会」に長谷会長はじめ6名で参加してまいりました。平成29年度税制改正要望として、事業主報酬制度と事業承継税制の創設を中心とした要望実現に向けて決議を行いました。引き続き「会勢拡大と指導の充実」と題して開催された勉強会では、会勢拡大への取り組みについての事例発表がありました。今回は、当会と同じく商工会議所内に事務局を構える『併設会』からの事例発表があり、併設会が有する強みや課題を認識し、今後の事業運営の参考になりました。

翌日は先進青色申告会視察研修として、金沢市にある金沢青色申告会を訪問しました。金沢市は北陸新幹線の開通効果で観光客が増加するなど、ここ数年で大きく経済環境が変化しており、同じく九州新幹線の開通による街なかの人や経済の流れが変化している久留米市としては大変参考になる意見交換をさせていただきました。

金沢青色申告会は、単独で事務局を構える『独立会』として活動しており、視察研修では、それぞれの事業内容や会が抱える課題などを発表し合いました。

理事をそれぞれ総務・組織広報・税制指導・商工厚生などの委員会に分けて、それぞれを副会長が担当するなど組織化されており、会務運営について大変刺激を受けた視察研修となりました。

活動レポート 決算書作成説明会を開催

12月22日(木)、決算書作成説明会を久留米商工会館にて開催しました(参加者21名)。研修会では、久留米税務署個人課税第一部門より国税調査官を講師にお招きし、青色申告決算書の書き方から注意点等をわかりやすく説明していただき、併せて国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用方法を説明いただきました。確定申告に向け、早めの決算準備をお願いいたします。

今後の予定

- ・1月25日(水) 平成28年分申告書作成説明会(久留米商工会館)
- ・1月25日(水) 青色コーナー設置に向けての事前勉強会(久留米商工会館)
- ・1月25日(水) 一般部会会員交流事業「新年異業種交流会」(惣吉)
- ・1月30日(月)、2月9日(木) 会計ソフトブルーリターンA個別相談日「ブルーリターンAデー」(事務局内)
- ・2月22日(水)、23日(木)、24日(金)、3月6日(月)、7日(火)・・・計5日間
平成28年分所得税・消費税確定申告書税理士個別相談会(久留米商工会館)
- ・3月3日(金)、8日(水)、9日(木)、10日(金)、13日(月)、14日(火)・・・計6日間
久留米税務署内青色コーナー設置(久留米税務署内確定申告会場)

連載 読み物 vol.12

「配偶者控除・配偶者特別控除」

久留米青色申告会 会長 長谷広信 税理士

平成29年度自民党税制改正大綱によれば、個人所得税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが平成30年分からされることになっています。そこで現行の所得税法上の配偶者控除等について確認しましょう。

1. 配偶者控除

控除対象配偶者がいる場合には、所得金額から次の金額を差し引きます。

- ・一般の控除対象配偶者 38万円
 - ・老人控除対象配偶者 48万円
- (1) 控除対象配偶者とは、納税者本人の民法上の妻又は夫で、年末現在本人と生計を一にする人で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。
- (2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年末現在で年齢が70歳以上の人をいいます。
- ※合計所得金額...総所得金額、分離課税の譲渡所得金額等の合計額(損失の繰越控除前)
- ※パート収入の方...収入金額－給与所得控除額＝給与所得
収入103万円以下(103万－65万＝38万)の方が控除を受けられます。
- ※公的年金収入の方...収入金額－公的年金控除額＝雑所得
65歳未満の方 108万円(108万－70万＝38万)、
65歳以上の方 158万円(158万－120万＝38万)の方が控除を受けられます。
- ※青色専従者給与を受けている方、白色事業専従者の方は控除を受けられません。

2. 配偶者特別控除

配偶者控除が受けられなくても、所得金額が380,001円～759,999円の方は配偶者特別控除が受けられます。控除額は配偶者の所得に応じて、3万円～38万円です。(早見表参照)

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること。

※青色専従者給与を受けている方、白色事業専従者の方は控除を受けられません。

久留米商工会議所定例窓口無料相談のお知らせ

※月曜日から金曜日まで随時行っておりますので事前にお問合せ下さい。

- 経営相談** : 中小企業診断士が創業、経営革新等の各種相談をお受けします(毎週火曜)。
- 司法書士相談** : 司法書士が会社・法人登記・不動産登記・債務整理等の相談をお受けします(第2火曜)。
- 法律相談** : 弁護士が経営上の法律に関する相談をお受けします(第1・第3金曜)。
- 特許相談** : 弁理士が、特許、意匠、商標、実用新案に関する相談をお受けします(第1・第3水曜)。**秘密厳守**。
- 事業承継相談** : 親族・社員・第三者への事業承継をはじめ、事業の譲渡・譲受に関する相談をお受けします(第1・第3月曜)。

お問合せ：久留米商工会議所経営支援課(0942-33-0213)